

JTB旅館ホテル保険 見積依頼書・加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。見積り依頼書・加入依頼書のいずれかに○を付けてください。

加入依頼者	フリガナ				申込印	ご加入に際して 確認印兼用 代表印または 担当者印でも可	
	旅館・ホテル名 代表者名				印		
	フリガナ	(ー)					
	所在地						
	フリガナ	メール					
	ご担当者名	TEL			FAX		
施設内容	棟名			総床面積	客室数	宿泊者総定員	
				m ²	室	人	
				m ²	室	人	
	合計			m ²	室	人	

※各種ご連絡等で活用いたしますので、「メール」欄につき極力ご記入をお願いいたします。

保険期間	<p>●旅館ホテルワイド保険(旅館賠償責任保険、宿泊客個人賠償責任保険(旅館宿泊者賠償責任保険)、災害時被災者対応保険(レジャー・サービス施設費用保険)、食中毒等休業あんしん保険(旅館賠償責任保険(食中毒利益担保特約条項、特定感染症担保特約条項))、災害休業あんしん保険(企業財産包括保険)、駐車場保険(自動車管理者賠償責任保険+駐車場受託自動車保険)、特約付動産総合保険(動産総合保険)、超Tプロテクション保険(業務災害総合保険)、ケータリング保険(施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険)、旅館ホテルマネーガード保険(マネーフレンド運送保険)</p> <p style="text-align: center;">2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時</p> <p>●旅館ホテルワイド保険(宿泊客疾病死亡対応費用保険(約定履行費用保険))、災害時振替宿泊費用保険(約定履行費用保険)</p> <p style="text-align: center;">2025年12月1日午前0時～2026年11月30日午後12時</p>
------	--

中途加入日	年 月 日	※中途加入の場合、必ずご記載ください						
旅館ホテルワイド保険	旅館賠償責任保険 宿泊客疾病死亡対応費用保険	申込タイプ	S1	S2	S3	T1	T2	U
	旅程変更見舞金担保特約	宿泊客見舞金規程	有			無		
			加入					
宿泊客個人賠償責任保険	申込タイプ	30万円	50万円	100万円				

災害時被災者対応保険	申込タイプ	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	消毒費用担保特約	加入
	トコジラミ駆除費用担保特約	加入				トコジラミ駆除喪失利益担保特約				加入	
食中毒等休業あんしん保険	年間見込売上高	千円				食品衛生監視票の点数				点	
	約定支払期間	10日	15日	20日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
	利益率										
災害休業あんしん保険	建物構造	コンクリート造または鉄骨造(耐火被覆あり)				鉄骨造(耐火被覆なし)				木造	
	約定保険金支払対象期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月				
	年間売上高	千円				申込タイプ	基本		充実		
	利益率	%				ご希望の補償割合		%(10%刻み)			
	自然災害時一時金支払特約	約定支払割合		10%		20%		30%			
駐車場保険	申込タイプ	基本型			充実型			無制限型			
	第一駐車場	所在地					最高保管可能台数		台		
	第二駐車場	所在地					最高保管可能台数		台		
	第三駐車場	所在地					最高保管可能台数		台		
超Tプロテクション保険	申込タイプ	A	B	C	D	E	年間見込売上高	千円			
災害時振替宿泊費用保険	加入	宿泊客災害時振替宿泊費用規定				有		無			
特約付動産総合保険	申込タイプ	30万円		50万円		100万円					
ケータリング保険	ケータリング年間売上高	千円		申込タイプ	S	A	B	C			
旅館ホテルマネーガード保険	申込タイプ	A(100万円)			B(300万円)						

☆★は告知事項または通知事項(裏面も必ずご確認ください)

告知事項申告欄★	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ
	2. 本保険で補償の対象となる危険について、過去3年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時点において、すでに告知頂いたものを除きます。)	はい	いいえ
	3. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ
	4. 上記1. または2. のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容をご記入ください。		
	5. 過去3年以内に同種の保険契約等の保険金・共済金(10万円以上)を請求または受領したことがありますか。	はい	いいえ
	6. 上記4. が「はい」の場合は、その具体的な内容をご記入ください。		
	会社名	回数	合計額
	7. 過去1年間に保険会社から普通保険約款または特約により解除されたことがありますか。	はい	いいえ
	8. 他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がありますか。	はい	いいえ
	9. 上記8. が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入ください。	会社名	保険等の種類
	満期日	支払限度額(保険金額)	
10. 過去において同種の保険契約等の引受を拒絶されたことがありますか。	はい	いいえ	

〈ご確認事項〉

食中毒等休業あんしん保険	<ul style="list-style-type: none"> 特定感染症担保特約条項では、自施設における特定感染症の発生等があった場合に限って保険金をお支払いいたします。 特定感染症担保特約条項では、自施設における特定感染症の発生等による事故を補償対象としているため、自施設における特定感染症の発生等の前に既に生じていた収益減少は補償の対象となりません。 	確認しました
--------------	---	--------

告知事項申告欄

賠償責任保険	1, 3, 4, 8, 9	駐車場受託自動車保険	7, 8, 9
約定履行費用保険	8, 9 (★にも該当します)	動産総合保険	5, 6, 7, 8
レジャー・サービス施設費用保険	8, 9	超Tプロテクション保険	2, 3, 4
企業財産包括保険	8, 9	旅館ホテルマネーガード保険	8, 9

★または☆が付いた事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(賠償責任保険(旅館賠償責任保険を除く)、動産総合保険、業務災害総合保険)

☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(旅館賠償責任保険、約定履行費用保険、レジャー・サービス施設費用保険、企業財産包括保険、マネーフレンズ保険の場合)

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)(企業財産包括契約においてはパンフレットP39「<通知義務>」欄に記載されている事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

(駐車場受託自動車保険の場合)

☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(旅館ホテルマネーガード保険の場合)

本加入依頼書1枚につき、1件の旅館もしくはホテルの加入となります。

～ご加入に際して～

私は、右記の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します

- ①私が保険契約者である団体の構成員であること
- ②下記記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- ③「2025保険年度JTB旅館ホテル保険のご案内」に記載されている内容

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対し提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。